

もうすぐ大人！
消費者が主役の社会へ
～契約編②～

教P226



2020/5/18更新

高屋中学校3年生：家庭

自分なりにノートにまとめてみよう。

- 5月19日に配布された家庭科のノートに**学年・組・番号・名前**を書きましたか？
 - ①合格したプリントをノートに貼っておきましょう。
 - ②自分なりにノートをまとめてみましょう。
 - ③わからないことがあれば、電話で聞いてください。

高屋中学校**TEL**:082-434-0011

Q1 店で買い物をするとき、 契約が成立するのはいつ？

1 商品を受け取ったとき。

2 代金を支払ったとき。

3 定員が「はい、かしこまりました」と言ったとき



そもそも契約とは？ P226

- **契約**＝法律的な責任が生じる**約束**
(民法)



客

①申し込み

「アイスを買いたい」

意思の合致

店

②承諾



「アイス売りたい」

③契約成立

口約束でも
成立します

アイスを受け取る

権利

お金を請求する

お金を支払う

義務

アイスを渡す

Q1 店で買い物をするとき、
契約が成立するのはいつ？

3 定員が

「はい、かしこまりました」
と言ったとき



契約書や印鑑・サインは
証拠を残すためのもの。
必ずしも必要ではない。

Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。
解約できる？

1

解約できない。

2

レシートがあり1週間
以内なら解約できる。

3

商品を開封していな
ければ解約できる。



欠陥商品だったなどの理由がなければ,勝手にやめることはできない。法律的な責任が生じるから。

Q2 店で商品を買ったが,使う前に不要になった。
解約できる？

1

解約できない。



レシートがあっても,開封して
いなくても原則は解約
出来ない。

Q3 15歳の中学生が親に内緒で10万円のスマートフォンを契約した。この契約は取り消せる？

1

取り消すことはできない。

2

未成年者取り消しが出来る。

3

保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取り消しができる。



成人してまもない人は悪質商法のターゲットにされやすい！

Q3 15歳の中学生が親に内緒で10万円のスマートフォンを契約した。この契約は取り消せる？

2

未成年者

取り消しが出来る。



以下の場合には取り消せない

- * 小遣いの範囲の少額の契約は取り消せない。
- * 結婚をしている者
- * 成人であると積極的にウソをついた者
- * 法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合

Q4 街で呼び止められ、喫茶店に行ったら勧誘され、断れなくて**10万円**の学習参考書セットを契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることができる？

1

事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。

2

参考書に書き込むなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。

3

契約してから**8日間**であれば、クーリング・オフできる。

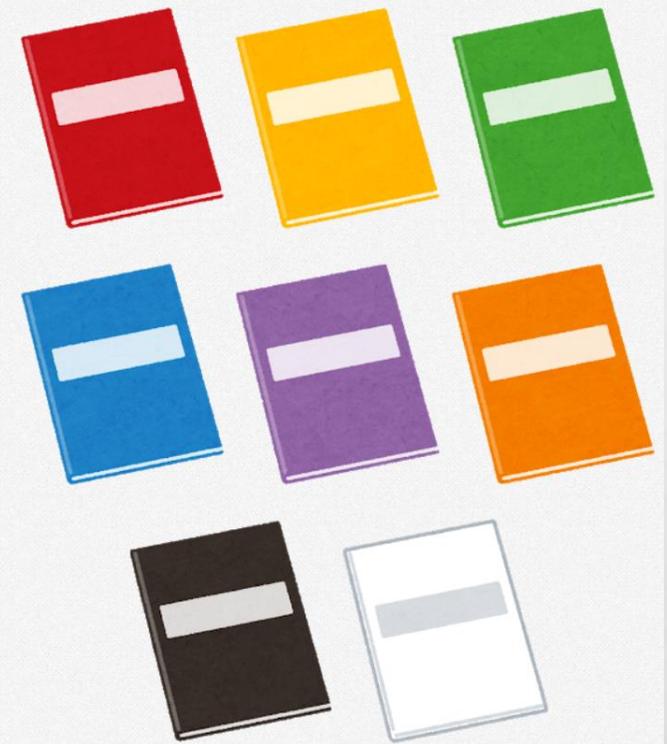


これは、**キャッチセールス**による商品の契約です。

Q4 街で呼び止められ、喫茶店に行ったら勧誘され、断れなくて**10万円**の学習参考書セットを契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることができる？

3

契約してから**8日間**であれば、
クーリング・オフできる。



キャッチセールスは、**特定商取引法**が適用されます。
契約した日から8日間クーリング・オフが可能。

Q5 ネットショッピングでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？

1

クーリング・オフ
できない。

2

契約してから**14日間**なら
クーリング・オフできる。

3

開封していなかったら
クーリング・オフできる。



ネットショッピングには、クーリング・オフの適用はない。

Q5 ネットショッピングでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？

1

クーリング・オフ
できない。



返品や交換のルールを定めている事業者もいるが、クーリング・オフではない。購入する前によく確認が必要。

- 「中学生もみんな消費者」は読んでいますか？

クイズに関する内容が書いてあります。

授業でも使いますから、冊子に年・組・番・名前を書いて

1度は読んでみてください。



参考文献

- 消費者庁 社会への扉(平成29年3月)
- 広島県生活センター 消費者トラブル「回避マニュアル」(平成29年7月)
- 東広島市消費生活センター 中学生もみんな消費者
- 鹿児島県HP 消費者啓発 教材 CONSUMER TROUBLES 標的(ターゲット)は君だった
[HTTPS://WWW.PREF.KAGOSHIMA.JP/AA02/MOVE/5CH/NAVI57.HTML](https://www.pref.kagoshima.jp/aa02/move/5ch/navi57.html)(2020.5.16アクセス)
- 茨城市消費生活センター 消費者教育教材「学ぼう！わたしたちの消費生活」